

一般社団法人北海道建廃リサイクル推進協議会 会員規則

（目 的）

第1条 この規則は、定款第6条の規定に基づき、一般社団法人北海道建廃リサイクル推進協議会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

（会員）

第2条 当協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に規定する産業廃棄物処理業又は同法第14条の4に規定する特別管理産業廃棄物処理業の許可を有していること。
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛助して入会した個人又は法人であって、(1)以外のもの。

（入会手続）

第3条 前各条の会員（以下単に「会員」という。）になろうとする者は、所定の入会申込書を理事会に提出し、承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第4条 会員は、入会するときには、入会金 100,000 円を納入しなければならない。なお、賛助会員の入会金は免除する。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 正会員 180,000 円（上期（4—9月）90,000 円、下期（10—3月）90,000 円）
- (2) 賛助会員 60,000 円（上期（4—9月）30,000 円、下期（10—3月）30,000 円）

3 会費は、入会申込が理事会にて承認された後、速やかに入会金と併せて納入するものとし、以後の会費は各期の最初の月末までに納入するものとする。

（退会）

第5条 会員は、事業年度の末日の60日前までに所定の退会届を本法人に提出したうえで、当該事業年度の末日をもって退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（理事会への報告）

第6条 理事長は新たに会員となった者及び退会した者について、その属性及び入会の承認又は退会した理由を理事会に報告するものとする。

（補 則）

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和8年7月24日より施行する。（令和8年7月24日理事会議決）